

水道使用申込書・異動届

伊 達 市 長

年 月 日

届 出 者	フリガナ 氏 名 電話番号
使 用 者 □届出者と同じ	フリガナ 氏 名 電話番号
給 水 装 置 場 所 (ア パ ー ト 名 等)	〒
異 動 内 容 (✓を付けてください)	☐ 給水開始 ☐ 給水停止 ☐ 請求先変更 ☐ 使用者変更(※) ☐ 口径変更 ☐ 新規取付(許可番号 年度) ☐ 用途変更() ☐ 管理人変更 ☐ メーター亡失(損傷) ☐ 廃 止
お 支 払 い 方 法 (✓を付けてください)	☐ 納付書払 ☐ 口座振替ー新規・継続(旧お客様番号：)
請 求 先 □給水装置場所と同じ (右記省略可)	〒 フリガナ 氏 名 電話番号
異 動 希 望 日	年 月 日 ※開閉栓の際は、希望日の3営業日前までに届出書を提出してください。 ※土日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)の開閉栓業務は行っておりません。
前使用者(管理人)氏名	

※相続や売買により給水装置の所有者が変更となる場合は、別途、給水装置所有者変更届の提出が必要となります。

【ご使用上の主な定め】

伊達市の水道は、伊達市給水条例等に基づいてご使用していただいております。

ご使用上の主な定めは次のとおりです。あらかじめご理解の上、ご使用ください。

- 1 水道を使用するとき、使用をやめるときはお申込みが必要となります。
- 2 料金は、毎月定められた日を基準日としてメーターで計量した使用水量に基づき算定し請求いたします。
- 3 基本料金は、使用日数が15日以下の場合は1月分の2分の1の額となり、15日を超えた場合は1月分の額となります。
- 4 メーターの設置場所に検針又は機能を妨げるような物を置かないでください。メーターが故障したときなど使用水量が不明の場合は、使用水量を認定して料金を算定いたします。
- 5 料金は支払期限内にお支払いください。期限内にお支払いいただけないときは給水を停止いたします。
- 6 給水装置はおお客様の財産です。水漏れがないよう管理し、異常があるときは伊達市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

※職員使用欄

使用者CD								新	旧
検針順		施設		行政区		量水器	口径	φ	φ
字CD		加入日	年 月 日	納入区分			番号		
料金(開栓)	月 日より	料金(閉栓)	月 日より				指針		
備考				担当			位置		
料金システム入力処理		年 月 日	閉栓時 清算納付書 作成 送付日				年 月 日		

受付者 _____